

お知らせ

平成30年10月23日
九州電力株式会社**川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を提出しました**

— 「新たに設置する設備等」に係る設備の申請範囲の見直し等を反映 —

当社は、川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請を3分割で行っており、このうち、3分割目「新たに設置する設備等」に係る申請について、これまでの国の審査内容を反映し、本日、原子力規制委員会へ補正書を提出しました。

【主な補正内容】

- ・注水ポンプなどの一部設備等を2分割目から3分割目の申請範囲に移したことに伴う記載の見直し
- ・記載の適正化

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割しています。

○川内原子力発電所1号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

申請時期	設備等	申請日、補正日
1分割目	原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)H29.5.24 (認可)H30.5.15
2分割目	新たに設置する建屋等	(申請)H29.8.8 (認可)H30.7.26
<u>3分割目</u>	新たに設置する設備等	(申請)H30.3.9 (補正) <u>H30.10.23(今回)</u>

以上